

令和3年度(2021年度)公共事業(大規模等)事前評価調書

基準年月日 令和4年3月1日

調査番号	06-13	所管部	農政部	作成責任者	農政部農村振興局農村計画課長 大浦 正和						
I 基本事項								担当係	水田計画係 (内) 27-425		
事業種別	道営土地改良事業費(農地整備事業(中山間地域型))										
地区名	美瑛旭第1	市町村名	美瑛町	事業期間	採択	R5 (2023)	完了	R13 (2031)			
事業費	2,300 百万円	負担割合	国 55.0%	道 32.5%	市町村	-	その他	12.5%		287	
1,265			748								
事業目的 ・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●良質米の安定生産及び転作作物の生産性向上を図る。 ●農作業効率の向上及び水管理の合理化により労働力の省力化を図る。 ●換地により農地や農業施設の再編整備を図る。 ●担い手への農地集積・集約化を図る。 ●事業実施により安全・安心な食の生産をささええる。 			事業概要	本地区は美瑛町の北西部に位置する水田地帯である。本事業において、安定した用水供給や深水かんがい等の水管理を適切に行うため、用水路の整備により良質米の安定生産を図るとともに、区画整理により現況35a程度の区画を1.4ha程度の規模まで大区画化し農作業効率の向上を図る。併せて排水改良や汎用化に向けた暗渠排水、作物生産の支障となる石礫の除去、大区画化に伴う切深不足解消を目的とした排水路整備により作物の生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。						
	<p>【アウトカム】 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業実施前(R4年(2022年))の担い手農地利用集積率(受益面積のうち担い手が耕作する面積の割合)は92.4%だが、本事業を実施することにより事業完了翌年に100.0%の高水準を維持することが可能となる。 				工事費内訳	受益面積 A=95ha 受益戸数 20戸	(百万円)			1,706	
O区画整理 A=95ha (整地、暗渠排水(集中管理孔付)、除礫、用水路(パイプライン)、排水路、耕作道)				145							
O用水路(パイプライン) L=717m				397							
O測量設計費				13							
O用地補償費				39							
O換地費											
計						2,300					
総合計画での位置付け	施策名	農業農村整備の推進				総合計画: 大項目	経済・産業				
	総合計画: 中項目	農林水産業の持続的な成長			総合計画: 小項目	潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり					
	施策目標	地域の個性や創造力を活かした農業・農村の持続的発展に向けて「いのちの源「食」の生産をささえ」「多様な担い手と地域をささえ」「豊かな農村環境をささえ」の3つを整備の基本方針として、地域の実情に即した生産基盤等の計画的な整備を進めること。				関連する指標	食料自給率(カロリーベース) 令和7年度(2025年度)目標値: 238%				
II 評価											
1. 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は水稻(転作率16%程度)、小麦を主体とした営農が行われ、トマト、かぼちゃ等の高収益作物も作付されている。 ●美瑛町旭地区のブランド米である“美瑛米 あさひ娘”や、地域のトマトを使った加工品(トマトジュース等)の販売が道の駅やJAの直売所等で行われているなど6次産業化の取組も進められている。 ●これまで道営事業等で整備が行われているが、農家戸数の減少に伴い、担い手の経営規模の拡大が進んでいるなか、営農の更なる効率化を図るために大区画化が必要となっている。現況の区画では、管理するほ場が多く、用水の水管理などに時間を要しているほか、農地が分散していることでほ場間移動にロスが生じるなど作業効率も悪く、担い手への農地集積・集約化の支障となっている。 ●そのため、ほ場の大区画化と併せて農業用排水施設の再編整備を行い、水管理の省力化や維持管理費の低減など営農の更なる効率化を図ること、また、暗渠排水及び暗渠排水の落口を確保するために排水路整備を行い、農地の排水性の改善と汎用化を図ることが必要である。作物の最適な生産環境のために礫を除去することも必要である。 ●暗渠排水に用水路を接続する集中管理孔を整備し、用水で管内清掃を行うことで維持管理を容易にし長寿命化を図るとともに、地下かんがいにも活用することで干ばつを回避し生産性の向上を図る。 ●用水の安定供給、維持管理負担の軽減を図り、良質米を安定して生産するために、本事業で末端用水路の再編整備が必要である。 ●本事業は、北海道総合計画の第4章の2の(1)「農林水産業の持続的な成長」、第6期北海道農業・農村振興推進計画第3章の1「持続可能で生産性が高い農業・農村の確立」、第5次美瑛町まちづくり総合計画に位置付けられている。 										
2. 適切性	<ul style="list-style-type: none"> ●実施に当たり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、国又は北海道による実施が適切と判断する。 ●国が実施主体となるための事業要件は満足していないものの、北海道が実施主体となるための事業要件を満足していることから、北海道が実施主体となって実施する。 										
3. 代替案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●暗渠排水の管種と疎水材の決定に際しては、入手の容易さや供給可能量など、地域の実績等を総合的に検討している。 ●用水路については、設計条件を考慮し構造を選定している。 ●排水路については、現況切深の検証を行い構造を選定している。 ●除礫は作物の生育に支障がなく、経済的な工法を選定している。 										
4. 緊急性・優先性	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手の経営規模拡大に対応した効率的なほ場の整備が早急に求められている。 ●農地の排水性の改善や汎用化の促進など、作物の生産性の向上を図るために早急な整備が求められているため、緊急性は高い。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講すべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優先性は高い。 										
5. 環境への影響・配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●本地区は美瑛町が作成した田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられている。 ●本地区的排水流束が接続している河川に生息する魚類や動植物の生態系及び景観に配慮した環境保全対策について、環境情報協議会へ諮つていないことから、今後、上川総合振興局にて開催する同協議会へ提案し意見交換を行うこととする。 										

6.妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例		
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第5次美瑛町まちづくり総合計画		
	地域の動向・意向、事業関係手続、コスト縮減の取組			
【地域の動向・意向】		【事業関係手続】		
●H23(2011)～ 地域より整備要望を受け、受益者、美瑛町、JAひえい、美瑛土地改良区等と区画整理を中心とした地域整備方針の検討を開始。		・H25(2013).5 美瑛町農業農村整備事業管理計画に登載		
●R3(2021)～ 地域整備方針に基づいた事業計画策定を開始。		・R4(2022).10 整備要望を反映した事業計画概要の作成(予定)		
【コスト縮減の取組】		【コスト縮減の取組】		
	・特になし			
7.事業効果	経済効果の内訳(百万円)	費用の内訳(百万円)	B/C	備考
作物生産効果	1,756	区画整理	1,849	1.53 ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(農林水産省H30改正)に基づき算出 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR4年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・区画整理内用排水路と接続する上位用排水施設等にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費節減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。
品質向上効果	738	農業用排水施設	164	
営農経費節減効果	1,303	関連施設	586	
維持管理費節減効果	△ 102			
災害防止効果	71			
国産農産物安定供給効果	214			
合 計 (B)	3,980	合 計 (C)	2,599	
8.事業特性による特記事項	【協議・調整状況】 ・該当事項：埋蔵文化財保護のための事前協議、用水路の普通河川・国道横断、排水路の町道側溝接続協議、耕作道路の町道接続協議 ・実施状況：いずれの事前協議も終了しており、工法等について了解を得ている。 【その他】 ・基盤整備関連経営体育成等促進計画を作成。（農地集積計画） ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。			
III 今後の対処方針				
対処方針	農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。			
	a	a : 要望を行うことは妥当 b : 要望に当たって検討を要する c : 要望を行うことは妥当でない		

